

令和4年 第7回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年4月28日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和4年4月28日

## 東京都教育委員会第7回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第29号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第30号議案及び第31号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について

～教科書の採択方針について～

(2) 令和3年度条件付採用教員の任用について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

(4) 「いじめ防止対策推進法」第28条に基づく報告について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人 (欠 席)
委 員	新 井 紀 子
委 員	宮 原 京 子

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	浜 佳 葉 子
次長	福 崎 宏 志
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	田 中 愛 子
指導部長	小 寺 康 裕
人事部長	吉 村 美 貴 子
特別支援教育推進担当部長	落 合 真 人
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和4年第7回定例会を開会いたします。

本日は、北村委員から、所用により御欠席と届け出をいただいております。

本日は、朝日新聞社ほか2社からの取材と、6名の方の傍聴の申込みがございました。また、朝日新聞社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室をお願いします。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会におきまして、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

## 議事録署名人

【教育長】 議事録の署名人について申し上げます。本日の議事録の署名人は、山口委員をお願いいたします。

## 前々回の議事録

【教育長】 続きまして、3月24日の令和4年第5回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認頂きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、3月24日の令和4年第5回定例会議事録につきましては承認を頂きました。

4月14日の令和4年第6回定例会議事録をお配りしておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第30号議案及び第31号議案並びに報告事項（3）及び（4）につきましては、人事及び個人情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第29号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第29号議案「東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、第29号議案、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定につきまして御説明をさせていただきます。

まず、2ページ目から御説明をさせていただければと思います。

まず1の職能開発科の設置についてでございます。平成29年2月に策定いたしました、東京都特別支援教育推進計画第二期に基づきまして、障害の程度に応じたきめ細かい職業教育や就労支援を行うために、知的障害が軽度から中度の生徒を対象といたしました職能開発科を現在4校に設置してございますが、これに加えまして新たに4校設置し、合計8校に設置する計画としてございます。本日は5校目となります職能開発科を、青鳥特別支援学校に設置をさせていただくものでございます。

次に、2の東京都立青鳥特別支援学校についてでございます。現在、青鳥特別支援学校は、知的障害教育部門の高等部普通科のみを設置してございますが、新たに職能開発科の設置をさせていただくものでございます。

それでは、1ページ目の議案資料にお戻りさせていただきまして、1の改正内容でございます。

今、御説明をさせていただいたとおり、下線の部分でございますが、職能開発科を加えさせていただいてございます。

また、2の施行期日でございますが、公布の日から施行させていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**【教育長】** それでは、ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見などございますでしょうか。

お願いいたします。

**【秋山委員】** この職能開発科の設置というのはとても重要だと思いますので、是非お願いしたいと思います。この職能開発科に入学する子供たちというのは、多分、希望が多いと何らかの選定をされるのではないかと思います。その方法はどのようになっていますでしょうか。

**【特別支援教育推進担当部長】** 申込みをいただきまして、入学者選考を実施してございます。内容につきましては、調査書のほか、適性検査と面接を実施し、合否を決定してございます。

**【秋山委員】** 今、特別支援教育は非常に期待されるところが大きく、特別支援学級からそのままこれらの学校に行けるのではないかと、そちらの方を選ぶというようなことがあるかもしれませんが、選考に対し、それなりに特別支援学級のときから準備が必要かと思えます。選考があるということをきちんと周知していただいて、特別支援学級で準備をしていただくということが必要かと思えます。よろしく申し上げます。

**【特別支援教育推進担当部長】** 非常に貴重な御意見を頂きました。私ども、しっかり周知をさせていただければと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ほかにないようでございますので、それでは本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——では、本件につきまして原案のとおり御承認いただきました。

## 報 告

(1) 令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について  
～教科書の採択方針について～

【教育長】 続きまして、報告事項（1）「令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～」の説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 それでは、小・中学校等の義務教育諸学校の教科書の採択につきまして御説明をさせていただきます。

義務教育諸学校につきましては、東京都教育委員会が採択するもの、そして区市町村教育委員会の採択に関する事務について指導・助言等を行うというものがありますが、それに当たりましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に、教科用図書選定審議会の意見を聞く必要があると定められてございます。この法律に基づきまして、毎年度、義務教育諸学校で次年度に使用いたします教科書につきまして、東京都教科用図書選定審議会に諮問して答申を頂いております。今般、3月24日の第5回教育委員会の定例会で御決定いただきました諮問事項、3点ございますが、そのうちの令和5年度使用教科用図書の採択方針について、去る4月21日に開催されました第1回東京都教科用図書選定審議会にて審議がなされ、答申を頂きましたので、今般報告をさせていただきます。

まず、今提示してございます資料を御覧ください。

「1 教科書採択に当たっての留意事項について」でございます。（1）から（4）までに示されてございますとおり、「（1）採択は、採択権者が自らの責任と

権限において、適正かつ公正に行うこと。」 「（２）より専門的な調査研究を行うこと。」 「（３）特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分に配慮すること。」 「（４）各採択地区の実情に応じて創意・工夫をすること。」の４点に留意して採択を行うというように示されてございます。

次に２番、「教科書の調査研究に当たって留意点とすべき事項について」でございます。

（１）、それから次ページになりますが（２）では、小・中学校の教科書の調査研究に当たりまして、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容、それから構成上の工夫について調査研究をすることとされてございます。

これに加えまして、（３）では、都立学校の調査研究につきましては、まずア、都立小学校については、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮すること。それからイ、都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程につきましては、中高一貫教育の特色や各学校の特色を考慮すること。ウ、都立特別支援学校の小学部・中学部につきましては、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮することとされております。

また、（４）の特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書につきましても、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮して調査研究をすることとされているほか、一般図書を教科書として使用する際の指導上の留意事項等についても調査研究することとされております。

なお、以上の答申の内容については、例年答申頂いているものと同様の内容となっております。特に変更はございませんでした。

続きまして、３ページでございます。

下段のスケジュール、日程を御覧いただきたいと存じます。

この答申を受けまして、早速調査研究に着手した上で、資料にまとめ、今後開催される選定審議会に諮った上で、６月の教育委員会で御報告をさせていただきます。それを踏まえて、採択は７月に行っていただく予定でございます。

なお、今回の答申内容につきましては、区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長にも通知をさせていただきたいと存じております。

説明は以上でございます。

【教育長】 それでは、ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見等ございませんか。

新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 最近はコミュニケーション能力であるとか、あるいは子供たちがやりとりをしながら、グループディスカッションなどを通じて、問題解決の力を育むということが強調されていることもあり、教科書の多くが豊富なイラストで、子供たちが話し合っているようなことを喚起するようなイラストを多く用いていると認識をしています。ただ、そのイラストの内容が、まだ多様なバックグラウンドの子供たちが教室にいるということが配慮されていない、いわゆる東アジアに特徴的な顔のお子さんのイラストばかりが出てくるという印象を持つことがあります。できればイラストも、このあとは多様なバックグラウンドの子供たちが対等に話し合うようなことが望まれると思います。

また、理科や数学などで、男女の伝統的な役割分担、例えば男子が提案をして、女子が実験の準備をするというようなイラストになっていないか、そのような伝統的な性別役割分担になっていないかというような、イラストへの配慮も是非どうだったかということをチェックするというか、参考に、自治体の方の教育委員会で採択をする際に、そういう観点も重要だなということが伝わるような研究をしていただけたらいいのではないかなと思います。

以上です。

【指導部長】 イラストということで、正におっしゃるように、イラストそのものがいろいろな印象を与えるということは事実でございますので、私どもとしては区市町村教育委員会にそういった助言や、調査研究資料にもそういったことが含まれるような方向で検討を進めてまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(2) 令和3年度条件付採用教員の任用について

【教育長】 続きまして、報告事項(2)「令和3年度条件付採用教員の任用について」の説明を、人事部長、お願いいたします。

【人事部長】 では、説明させていただきます。

最初に、条件付採用の仕組みについて簡単に御説明させていただきます。

こちらは、採用選考だけでは能力の実証に限界があることから、採用から一定の期間を条件付きとし、その間、職場での勤務を通じて職務能力を観察した上で、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用とするという制度でございます。

表の下、参考にありますように、養護教諭及び実習助手等につきましては、地方公務員法の原則に基づき条件付採用期間は6か月ですが、教諭につきましては教育公務員特例法の規定により1年となっております。

勤務成績の判定に当たっては、特別評価を実施し、正式採用の可否を判定しております。

資料表の太枠にありますのが、令和3年度の状況となります。条件付採用教員数は3,134名でございました。正式採用者数は3,001名、正式採用とならなかった者は133名でございました。

133名の内訳としましては、(ア)年度途中の自己都合退職者等が125名となっており、主な事情といたしましては、病気によるもの、転職・進学などの進路変更、介護・転居などの家庭事情などがございました。

また、(ウ)にあります正式採用「否」の者ですが、こちらは特別評価を実施し、正式採用不可となった者でございます。8名でございました。理由といたしましては、学習指導力が低く指導しても改善が見られない等となっており、小学校で3名、中学校で4名、高等学校で1名となっております。この8名につきましては、指導・勸奨等により全員が自主退職となっております。これらを含め、正式採用とならなかった者の割合は4.2%と、過去と比較いたしましても高い割合となっております。自己都合退職者数が多かったことが要因となっております。

人事部といたしまして、引き続き優秀な教員の採用に力を注ぐとともに、条件付採

用制度の厳正な運用に努めてまいります。

説明は以上となります。

【教育長】 それでは、ただいまの説明に対しまして、何か御意見・御質問ございますでしょうか。

秋山委員、お願いいたします。

【秋山委員】 今回の雇用状況には、自己都合の方が多かったということがあると思います。今回のこととは少し違うかもしれませんが、他県でベテランのある程度年齢がいった方が、家庭の都合とかで東京都内で働きたいと言われた場合に、年齢制限のために、採用してもらえないという話を聞いたんですが、そういうことはどうなんでしょうか。

【人事部長】 今は年齢が上の方の採用枠というものも設けておりますので、経験者であれば、40歳以上から採用しております。

【秋山委員】 分かりました。ありがとうございます。それで諦めた方がいらっしやっただけで、残念だなと思ったのでお聞きしました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

宮原委員、お願いいたします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。先ほどの点に付け加えて確認なんですけれども、今年がたまたま125名ということで、自己都合の退職者が多かったのか、傾向として何か見えたものがあったのかということだけお伺いしたいなと思ったのですが、何か傾向としてあるものがなくて、たまたまであればそれはそれでこの数字だと理解をしますが、少し多いなと思いました。

【人事部長】 やはり、病気の方の割合とかは少し多くなっているかなと思います。ただ、それがこの令和3年度に特徴的な、コロナ禍でのいろいろな対応もございましたので、単年度のものなのか、続くものなのかというのはこれから傾向を分析していきたいと思っております。

【宮原委員】 引き続き、その辺りはしっかりと観察いただければと思います。

【人事部長】 承知いたしました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

山口委員、お願いいたします。

【山口委員】 この正式採用が否となった人ですけれども、これを評価するわけですよ。やはり、この段階で、ないとは思いますが、評価する側がハラスメントとかそういったようなこともないとは言えないと思いますので、そういったところを注意していただくことと、やはり指導してもうまく能力が付いてこなかったということなんですけれども、指導する側の能力、誰に付いて指導を受けたかというようなところに関係していることも時にはありますので、その辺りのところも、必ずしも多いわけではないので、そういったことがないんだろうとは思いますが、例外的にそういった能力のない方、上がらなかった方、適性がなかった方がおられるとは思いますが、その辺りは十分注意していただければと思います。

【人事部長】 御指摘ありがとうございます。学校では、学校長以下チームを組んで指導体制を取っているのですが、御指摘のあったように、その中で人間関係というものもあると思いますので、一層そういうところも注意喚起していきたいと思えます。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

よろしければ、本件につきまして報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

5月26日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 続きまして、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、5月12日の予定となりますが、現在のところ案件がございません。そこで、今回は5月第4木曜日、5月26日午前10時より、ここ教育委員会室にて開催させていただければと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、5月12日は案件がないとのことですが

ので、5月12日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、5月12日の教育委員会は開催しないことといたします。次回は5月第4木曜日の5月26日となりますので、お間違いないようによろしくお願いいたします。

日程そのほか、何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時22分)